

1 開 会

【司会】 定刻となりましたので、ただいまから千葉県消費者行政審議会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます環境生活部県民生活課消費者行政推進室の石原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議を始めます前に、お手元に配付しました資料のご確認をしていただきたいと思います。まず初めに、本日の次第がございます。次に、座席表がございます。次に出席者名簿、次に委員名簿、次に苦情処理部会の名簿、次に「千葉県消費者基本計画（仮称）案に関する意見等」、次にホチキスでとめてございますが、国の予算関係ですが、「地方消費者行政活性化支援事業」、「千葉県消費者基本計画（仮称）案について（諮問）」のコピーでございます。この基本計画（仮称）案につきましては、今月19日に委員の皆様のご自宅に郵送させていただきました。

次に、A3のカラーコピーが2枚ついております。「千葉県消費者基本計画（仮称）について」、「千葉県消費者基本計画（仮称）の体系について」、あとクリップ留めしましたが、「千葉県消費者基本計画（仮称）案」がついています。以上でございますが、お手元の資料に不備等ございましたらお知らせいただきたいと思います。

皆さんのお手元にありますでしょうか。

それでは、本日の審議会に出席された委員の皆様につきましては、お手元に委員名簿及び出席者名簿を配付してございますので、ご確認いただき、ご紹介は省略させていただきます。

なお、出席者名簿で梅田委員出席となっておりますが、本日、急用により欠席とさせていただきます。

これまで委員をお願いしていた御宿町町長の井上七郎様の任期満了に伴いまして、新たに栄町町長の川崎吉則様が委員として就任されました。川崎様は、今日は欠席されておりますが、ご報告させていただきます。

2 あいさつ

【司会】 それでは、開催に当たりまして市原環境生活部長からごあいさつ申し上げます。よろしくお願いいたします。

【市原環境生活部長】 皆さん、おはようございます。風の強い中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、年度末でございますので、委員の皆様方、いろいろご多忙かと存じておりますが、そういう中で千葉県消費者行政審議会にご出席いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

さて、私どもの「千葉県消費者基本計画」につきましては、10月に開催いたしました審議会で、皆様方からご意見をいただいております。その後、パブリックコメント等を行いまして県民に幅広くご意見をいただいております。そういう中で公募委員を含みます消費者基本計画策定検討委員会を設置し、私ども事務方としても連携をとりながら作業をしてきた次第でございます。

今回、諮問させていただきます「千葉県消費者基本計画案」につきましては、そういう経過を踏まえた中で案として取りまとめることができた次第でございます。

ご案内のように、消費者問題につきましては、国を初めいろいろ議論が進んでおります。消費者庁関連三法案が国会で審議がスタートして、現在審議中というところでございます。さらに地方消費者行政活性化交付金ということで、各地方に基金を造成して、それをもとにいろいろ消費者行政施策を推進するというので、千葉県はもちろん市町村と県と両方の事業を対象にするわけでございますが、5億円という基金をこの2月議会に提案し、既に可決されております。新年度、この5億円をどう活用するかということに、私どもの施策もかかっているわけでございますが、そういう中でこの基本計画を踏まえた形で充実した消費者行政の推進が図れればと考えております。

本日、ご審議をいただく中で、これから21年度、22年度、23年度という3年間の条件がついているわけでございますが、そういう中で計画を踏まえた形で推進できればと考えておりますので、委員の皆様方の貴重な、忌憚のないご意見がちょうだいできればと考えております。

そういう中で、今日、開催させていただきまして、日程的にタイトで大変申しわけないなと存じ上げているところでございますが、今年度中にこの計画を策定し、新年度から実施に移してまいりたいということでございます。よろしくご審議いただければと存じております。

なお、私も委員の一人でございますので、こういう形でごあいさつをさせていただくのは僭越とは思いますが、事務方の代表としてのごあいさつをさせていただきました。どうぞご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【司会】 それでは、これより議題に基づきまして議事に移らせていただきますが、本日の審議会には委員21名中、また滝沢委員、遅れているようですが、13名のご出席をいただいておりますので、千葉県行政組織条例第32条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

これからの議事進行は、千葉県行政組織条例第32条第1項の規定によりまして鎌野会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。

3 議事録署名人選出

【議長（鎌野会長）】 それでは、早速ですが、次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

まず、議題の3で議事録署名人選出でございます。これについては、私から指名させていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

【議長】 それでは、そういったことで私から指名させていただきたいと思います。今日ご出席の石田委員と田島委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

4 議 題

(1)「千葉県消費者基本計画（仮称）」案について

【議長】 それでは、議事に入りたいと思います。

今日は、千葉県消費者基本計画（仮称）案につきまして議題といたします。

これにつきましては、当審議会に対して知事から諮問がございました。諮問の写しにつきましてはお手元に配付してございますので、ご覧いただきたいと思います。堂本知事からそのような内容の諮問、最後の3行を読んでまいりますと、「このたび、この条例に基づき、消費生活の安定及び向上に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために基本計画案を取りまとめましたので、貴審議会の意見を求めます。」ということで、お手元にある基本計画案について、非常に日程が詰まっておりますが、こういったことで、この審議会に意見を求めたということでございます。

既に策定委員会、検討委員会などでかなり頻繁に会議をしていただきまして、ほぼ完成したものができ上がってきました。限られた時間ではありますが、ご意見をいただきたいと思います。

言うまでもないことですが、今、申し上げたように、会議に関してはかなり密度の高いものの、もう一方では時間が限られているということで、その辺もご配慮いただいて、ご意見をいただきたいと思います。

それでは、「千葉県消費者基本計画（仮称）案」につきまして、事務局から説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、「千葉県消費者基本計画（仮称）案」につきまして、事務局よりご説明させていただきます。座って失礼させていただきます。

お手元にA3版の2枚の資料、これは概要をお示ししたものでございますが、今日は本編ということでご用意をさせていただいておりますが、まずは構成につきまして簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

お手元の体系の方をご覧いただければと思います。1つは、「重点的に取り組む課題」と「総合的に取り組む課題」、ベースになりますが、「県民との協働による基本計画の推進」という大きく3つの観点から整理をさせていただいております。

この重点課題につきましては、タウンミーティング、ミニタウンミーティング、計画策定検討委員会等でいただきましたご意見、ご要望が非常に多かった事項につきまして整理をさせていただきました。

その中で、千葉県という地域特性、地域格差が非常に大きいということで、5年間で基礎づくりという意味で全体の底上げを図る必要があるのではないかとということが、一つ大きくポイントとして申し上げることができるかと思っております。

その中で、例えば、相談体制の充実・強化、先ほど申し上げましたとおり、地域格差の解消、あるいは苦情処理部会も設置されているわけですが、こちらが今のところ機能していなかったということもありまして、この部会の活性化が必要なのではないかということが1点、申し上げることができるかと思っております。

2点目といたしまして、そこにも掲げさせていただいておりますが、自立した消費者となるための支援、これもこのたびの条例の中で大きくシフトした部分でございますが、この支援のためには学校教育はもとより、生涯のあらゆる場において教育・学習を受けることができる、そういった仕組みづくりが必要なのではないかということで、消費者教育・学習の必要性が大変大きく声として上げられております。

3点目といたしまして、社会的に孤立している方、本当に情報を必要とする人には、実はなかなか情報が届いていないといった実態が見えてまいりました。そういった意味では、本当に必要な方にその情報をどのようにご提供できるのか、その手法の確立が求められていると思っております。

4点目といたしまして、悪質事業者への指導の強化です。これはタウンミーティング等で明らかになったのですが、特に消費生活センターの空白地域がターゲットになっているということ、あるいは交通アクセスの関係で、千葉県は半島性ということで、アクアラインがございますが、あのラインを活用し、うまくさっと逃げられるというのでしょうか、そういうこともございまして、そういった指導強化が必要ではないかということです。

5点目といたしまして、行政、事業者、事業者団体、消費者、消費者団体のそういった各主体が一堂に会しまして、意見交換あるいは情報交換、情報共有、そういった場をしっかりと設定をして、お互いに消費生活の安定及び向上に向けた理解をする、そのような場が非常に有効なのではないかと。その仕掛け、仕組みづくりがご意見としてございました。

6点目、最後になりますが、被害の背景にあります地域力、地域のコミュニティー、そういったものの力が低下しているという中で、ここをどうレベルアップをしていくかということ、強化していくかということがございました。

それらを取りまとめまして、基盤づくりということで5つの重点的に取り組む課題を設定させていただきました。

もう一つ、右側の方ですが、総合的に取り組む課題につきましては、部局横断的に体系化をし、総合的に取り組む課題ということで位置づけをさせていただいております。こちらも5点ございます。

消費者基本計画として、どこまでを視野に入れたものにするのか、ミニタウンミーティング、タウンミーティング等を踏まえまして、できるだけ県民の皆様之感覚に沿った形で体系化をさせていただきました。そういう中では、恐らく、これは5つ並ぶのかというようなご意見もあろうかと思いますが、今申し上げましたとおり、県民の皆様方のご意見を踏まえた体系化ということで、私どもはここに位置づけさせていただいております。特に関心の高い事項、要望が多かった事項等について、これから紹介させていただきますが、食の安全・安心というのは、どこにおきましても非常に重要視されておりました。

医療や福祉、住まい、そういったところの安全・安心も大変重要である。特にサービスという意味で医療問題、昨今の中では救急医療というものが大変話題になっておりますが、そういった観点も大変重要なのではないかとございます。

多重債務問題ということで、ここあと1～2年ぐらいが正念場ではないかと言われておりますが、こういったところも盛り込ませていただいております。

県民との協働による基本計画の推進につきましては、庁内外の推進体制あるいは各主体の連携・協働を盛り込ませていただきました。

2点目になります。指標につきまして、お手元の本編の、例えば7ページをお開きください。こちらが、私どもの目標「消費者 元気 暮しやすさ いちばんのちば」というものを目指すに当たって、最終目標にどのような指標を掲げるかということで、これにつきましても県民の皆様、あるいは検討委員会の皆様のご意見を踏まえて設定をさせていただきましたが、この目標は、先ほど申し上げましたとおり、基本的には暮らしやすくなったということが実感できる、そういったものにしていきたいと思ひまして、最終目標、それぞれの課題ごとに上位目標と個別の目標という下にぶら下がるものについて取り上げさせていただいております。

例えば、46ページをお開きください。こちらは課題の1になりますが、上位目標といたしましては、「誰もが、どこでも安心して相談できる体制づくり」ということと言えば、トラブルに遭遇したときに安心して相談できる場所があると思ひていらっしゃる県民の方の割合を指標として掲げさせていただきたいということです。これにつきましては、現状がございません。21年度に私ども県民意識調査を実施いたしまして、その結果を踏まえて25年度の目標を設定させていただきたいとご理解いただければと思ひます。

その下につきましては個別の目標になりますが、こういった形で、できるだけ指

標を多く取り入れるようにさせていただいております。

このような形で、それぞれの課題に上位目標と個別の指標があるわけですが、こちらにつきましては、後ほどぜひご意見をいただければと思っております。

3点目、骨子案に対しましてパブリックコメントやタウンミーティングで主にごのような意見をいただいたかということにつきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の案の参考、後ろの方になりますが、4ページをお開きください。パブリックコメントにつきましては、今年の2月2日から23日までに実施させていただきました。12名、3団体の方々から合計81件のご意見をいただきました。その詳細につきましては、件数で書かせていただきましたが、やはり相談体制につきまして非常に多くのご意見が寄せられております。

続きましては、悪質事業者への取り締まりというところが続いております。主なものにつきまして、私からご説明させていただきたいと思っております。

消費者の自立というものが骨子案の段階では、いろいろ書き込みがなされていなかったということもございまして、消費者の自立が強調され過ぎてはいないでしょうかというご意見がございました。

2つ目といたしまして、消費者の権利の尊重、これは条例に8つ掲げてございまして、その尊重や行政の責務を明確にすべきだというご意見がございました。計画自体は行政計画ということもございまして、行政が何をやるのかをきちんと盛り込むべきだというご意見です。

3つ目といたしまして、今申し上げましたとおり、市町村を含めました相談体制の充実・強化に多くのご意見が寄せられております。

4つ目といたしまして、悪質事業者に対する迅速な行政指導ということです。

5つ目といたしまして、計画の実効性を担保する、そういった仕組みづくり、指標もさることながら、骨子案では指標がございませんでしたので、指標が必要であるということ、庁内の体制を整備するということがご意見としてございました。消費者庁と同様の県レベルの体制が必要なのではないかというご意見をいただいたところでございます。こういったご意見を、私どもといたしましては、でき得る限り計画に盛り込ませていただいたつもりでございまして。

4点目、本日の審議会におきまして特に検討していただきたいことを申し上げます。資料ということではなく、お聞きいただければと思っております。大きく5つお願いできればと思っております。

まず1つ目、先ほど申し上げました苦情処理部会の活性化についてです。計画骨子案の45ページと93ページにその書き込みがございまして、今後、私どもといたしましては、これまでも審議会につきましては定期的を開催させていただいておりますが、さらに定期的を開催をさせていただき、消費者行政の効果的な推進の

ためのご意見をきちんといただいてまいりたいと思っております。特に苦情処理部会につきましては、市町村などで案件があっても部会に上げていく仕組みがまた不明確ということもございまして、どのように上げていけばいいのかということも含めて、ぜひ部会の方でご協議いただきたい。そして、できるだけ早い段階でこういったものを明確にし、皆様方にご提示をしていきたいと思っております。

2つ目といたしまして、本編の8ページにございますが、「自立したかしこい消費者」という表現をさせていただいておりますが、これはタウンミーティング等で県民の方から押しつけがましいというご意見がございました。検討委員会の方でもこの件につきましては、最後の第9回を3月13日に開催いたしましたが、その席上でも議論をしていただいたのですが、意見が分かれたところでございます。私どもといたしましては、自立した消費として支援をしていくに当たって目指すべき目標をわかりやすく示すために、こういった形で「自立したかしこい消費者」という形を目指すということで、ここに書き込ませていただきました。この「かしこい」というのは、ステレオタイプではございません。あくまでも一人ひとりの特性を踏まえた、あるいは状態に合わせた、ある意味、健康概念と同じように、その人なりの自立に向け支援していくという方向に基づいたものでございます。検討委員会の中でも意見がございましたが、骨子案ではこの「かしこい」を漢字を使って表現をしておりましたが、かたいイメージがあるということで、もし使うとすれば、平仮名で表記した方がいいのではないかとということで、本日はあえて平仮名で表記させていただいております。ぜひ、ご意見をいただきたいと思っております。

3つ目といたしまして、基本計画の名称につきましてご審議をいただきたいと思っております。現在、「(仮称)」をとりますと「消費者基本計画」になりますが、私どもの条例の名称は「消費生活」という言葉を使っております。「消費者」がいいのか、「消費生活」の方がいいのか、これにつきましても検討委員会ではいろいろと意見がございまして、ぜひ審議会の皆様のご意見をいただきたいと思っております。

4つ目、できるだけ多くの県民の皆様が消費者問題をみずからの問題として考えて、そういった取り組みに積極的に参画する仕組みをどう構築していくのかということについて、ぜひご意見をいただきたいと思っております。タウンミーティング、ミニタウンミーティングでは、食の安全・安心あるいは環境問題等に対する関心は大変高い状況でございましたが、その一方で、消費者あるいは消費生活と言われても具体的にどうイメージしていいかわからないというようなご意見も寄せられております。悪質商法の問題につきましても、自分には全く関係ないと、どちらかということと第三者的なイメージでとらえていらっしゃる方もいるということで、こういった県民の実態を踏まえた形で、先ほど申し上げましたとおり、積極的に参画する仕組みづくりについて、どのようにということでご意見をいただければと思っております。

最後に5つ目になりますが、先ほどもご説明させていただきました最終目標の指

標あるいは上位指標につきまして、例えば、表現が「暮らしやすいと感じている」と書かせていただいておりますが、それを県民意識調査で実施する場合の説明の仕方は大変難しいのではないかとということもございまして、この指標自体が、果たしてこの表現でいいかどうかということもございまして、そういったところにつきましても、ぜひご意見をいただければと思います。

5点目になります。今後のスケジュールにつきまして、簡単にご説明させていただきます。本日、3月23日、審議会へ諮問という形で開催をさせていただいておりますが、大変短い期間の中で申しわけございませんが、3月25日水曜日までにご意見をいただきまして、期限を3月25日水曜日とさせていただきたいと思っております。本日ご欠席の委員の皆様方にも、そのようにご案内をさせていただきたいと思っております。短い時間で恐縮です。来週月曜日、3月30日に文書にて答申という形でもらいたいと思っております。そして、3月31日、年度末、最終日になりますが、計画策定ということで今後、進めさせていただきたいと思っております。

短い期間の中でご協力をいただきますこと、大変申しわけなく思いますが、ぜひよろしく願いできればと思います。

最後になります前に、骨子案の段階で、体系の中を3点ほど変更させていただきました。お手元のA3の体系にもう一度、お戻りいただけますでしょうか。比較してご覧いただければわかりいただけるのですが、重点的に取り組む課題のところですが、個別課題の2つ目です。「自立したかしこい消費者となるための教育・学習機会の確保と情報提供」、これは学習という言葉を入れさせていただきました。生涯学習というときには、みずから学んでいくという意味で教育という言葉はふさわしくないのではないかとということもございまして、教育並びに学習ということで学習を加えさせていただきました。

その下になりますと、以前は悪質事業者の取り締まりという表現をさせていただきましたが、そうではなくて指導強化ではないかとということで、指導という言葉に変えさせていただいております。

総合的に取り組む課題のところをご覧ください。「施策展開の方向」で2つ目の個別課題のところにはぶら下がっております展開方向のブルーの枠の3番目と4番目です。これが骨子案の段階では住まい・医療・福祉サービスが一緒になっておりましたが、先ほど申し上げましたが、医療というものは非常に重要であるということもありまして、一緒にくることで非常に見えにくくなってしまっているのではないかとということがございまして、住まいにつきまして一つ項目を起こしまして、医療・福祉については、また別途項目を起こして2つに分けたところが変更点でございます。ということでご確認をいただければと思います。

最後になります。基本計画の策定は、私どもといたしましては、あくまでもスタートと考えております。今後、実効性ある計画とするために推進体制を整備して、

さらに充実をさせていく必要があると認識をしているところでございます。特に庁内の推進本部の立ち上げ、あるいは第三者的評価、あるいは提案をいただく、(仮称)計画推進委員会、そういったものの設置等につきましても、今後、こういった計画を実効性あるものとするために体制を整えるべくということで盛り込ませていただきました。

審議していただくお時間を確保するために概要をご説明させていただきました。ご質問がございましたら、この後、お受けしたいと思いますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上で説明を終了させていただきます。

【議長】 どうもありがとうございました。ただいま事務局からのご説明、あるいは基本計画案につきましてご質問、ご意見をお伺いしたい、先ほど既に説明いただいたように、非常に日程が限られておりまして、今日は12時に終わることを目標にしておりますが、ご意見をいただいて、後でまた追加してということであれば、水曜日までにファクスなどでいただきたいということでございます。

それでは、特に5点、ご審議いただきたいということですが、順番はどこからでも、あるいは既に基本計画案をご覧になって、何かお気づきのところがございますたらご意見、ご質問などいただきたいと思っております。

【石田委員】 時間がないということなので、この計画案を見ての意見です。実効性のあるものをつくるというお話だったので、ぜひ盛り込んでいただきたいことがありまして、意見を言わせていただきます。

12ページに図ができていて、県の責務、事業者の責務等、いろいろ入ってわかりやすくなったということで良いと思っておりますが、先ほどございました責務の中の県の責務の一番最後の四角の中に「苦情処理及び被害の救済」「解決のあっせん等」「審議会の調停等」「訴訟の援助」というのがありますが、この中に指導とか行政処分というのがあります。これはこれから苦情処理委員会を活性化させていくという先ほどのお話の中に相通じるものもあるのかなとは思っておりますが、今、悪質業者に対しては、指導ということではなく、近隣の各都県でも処分というものを行っておりますので、その中に書き方としては、「指導・行政処分」と盛り込んでいただけたらと思っております。

その点につきましては、いろんなところに出ていまして、34ページの重点的に取り組む課題の中にも同じように指導強化となっているのですが、ここにも入れていただきたいということと、66ページの指標1の中にも同じように指導件数というものが入っているのですが、目標というとおかしいですが、ぜひ指標の中に行政処分の件についても盛り込んでいただきたいと思っております。

もう一つありまして、同じようなことで書いていますが、79ページの5行目にも文章中には「指導や行政処分、事業者名の公表等を行います。」というふうには書

いてあるのですが、82ページの指標のところには指導のみということで処分が入っていないのです。ですから、そういうところを検討していただきたいと思いました。

【議長】 そのことについて事務局から、行政処分という言葉について何かご意見などがあれば。

【事務局】 この事業者指導という表現の中に処分も含めた表現になっております。

【石田委員】 79ページのところに指導や行政処分、事業者名の公表と分かれて、あちこち分かれて書いてあるところがあるのです。ですから、その指導の中に何が含まれているかというのが、他県では行政処分という表現が多いものですから。

【事務局】 わかりやすく、統一した表現にしていきたいと思います。

【議長】 それでは、続けてどうぞ。

【石田委員】 12ページの一番下のところに「訴訟の援助」というのがありますが、この訴訟の援助につきましては全然出てきてなかったのです。65ページに被害者を守るための仕組みの検討についてというのがあるのですが、その中には訴訟の援助については載ってなかったで、ここに書いたということは、どこかに入れ込んでいただけたらいいかなと思っています。

【議長】 そのほかに何かございますでしょうか。どうぞ。

【石田委員】 64ページの一番下の行に「不当な取引を行う業者に対する指導の強化」に「法や条例に基づく事業者指導や調査体制の強化」というのがあるのですが、これは結局、指導したりとか、行政処分をしたりするときにはかなりの調査が必要というふうに私どもでも聞いておまして、調査体制の強化というよりは、どちらかというところ、ここに指導や行政処分を入れていただいて、逆に人的な強化、人員の確保とか人員の拡充ということを盛り込んでいただいた方がいいのかなというのと、この中に人員について確保するとか、そういったような項目はなかったような気がいたしましたので、そういうこともあるかなと思いました。

【議長】 先ほどの関連で、このあたりどうでしょうか。何か事務局の方から。表現は最終的にはお任せしたいと思います。

【事務局】 ご意見として受けられると思います。

【議長】 そのほか何かございますでしょうか。どうぞ。

【田島委員】 1番目の苦情処理部会の活性化についてですが、先ほど名簿がありましたので、前回も会議をまず開いてみようというお話もありましたので、とりあえず一度集まって、どういうふうにすれば行政審議会とこの苦情処理部会を含めて円滑な運用に寄与できるのか、まず平場で一度部会を開いていただいて、意見交換するのが、まずスタートとして必要ではないかなというのが1点です。

4点目の県民参加の指針づくりというところに関係をしようと思うのですが、92ページから「『基本計画推進委員会(仮称)』の設置」、「千葉県行政審議会の充実」、県庁内だと思いますが、「千葉県消費者行政推進本部の設置」、94ページに「消費

者行政ネットワーク会議等の開催」が書かれていると思います。実効性ある中身にしていくためには、このような場の設置をして、それが有効に推進されるのが大事なかなと思うのですが、新しい基本計画推進委員会とか、推進本部、あるいは消費者行政ネットワーク会議等のイメージと、いつごろ、どういう形でスタートするのかというのをお聞きしたいということと、あわせて、おのあの会議なり場が連携して有機的に機能するのが非常に大事なかなと。消費者行政審議会も含めて、おのあの役割だとか連携をどういうイメージでいくのかというのが今後のところでも非常に大事なかなと思いますので、事務局でイメージされていることがありましたら、それをお聞きしたいと思いました。以上2点。

【議長】 先ほどの5つご提示いただいたうちの2つの苦情処理部会、県民がみずから積極的に参加をする仕組みづくりということで、そういうご意見を伺ったということでもよろしいでしょうか。事務局の方からもし何かコメントなどがあれば。

【事務局】 そこに簡単には書かせていただきましたが、まだ、これから恐らくいろいろ詳細を詰めていかなければならないと思っておりますが、基本計画推進委員会につきましては、先ほども申し上げましたとおり、公募委員も含めまして、外部の計画を推進するための第三者的な評価を毎年度やっていただきつつ、かつ、その中でも提案をしていただくというイメージのものでございます。

庁内の方ですが、行政推進本部ということになります。こちらはできれば私どもの庁内の副知事をトップとし、各部局の長からなる推進本部、その下に今時点でも38ほど関係各課がございますが、そういった計画にかかわる関係課の課長が幹事という形で幹事会を下部組織として位置づけ、そこをうまく活用を図りながら、外部の方々の評価をいただいたものも、その場にご提示をし、一緒に検討していただくという庁内と庁外の組織の連携です。こちらの審議会につきましては、従来どおりの審議会としての位置づけはございますので、推進委員会の方の評価につきましては、審議会の方に結果をご報告し、さらに審議会としてのご意見をいただくという、つまり下部組織ではないのですが、審議会よりはより下の組織になるというふうに、実効を担保するための実働部隊だにご理解いただければと思います。

消費者行政ネットワーク会議は、まさに行政と県民の皆様、事業者や消費者やそれぞれの団体、NPO等々、関係のいろいろな組織の方との連携・協働の場と考えております。

有機的などということでおっしゃっていただきましたが、こちらの場のご意見、ご提案なども、先ほどの本部と私ども事務局がつながるような形、あるいは、場合によっては、そののところに関係の各課が一緒に入ってやっていくとか、そういうような連携を図って、組織としてさまざまにかかわることによっての相乗効果を期待していくように進めていきたいと考えております。

【田島委員】 関係図みたいなものができる、非常にわかりやすいかなと。

【事務局】 つくってはありましたが、お配りしてませんで、この後、つくらせていただきたいと思います。

【議長】 苦情処理部会のことについても、田島委員から、まずは1回、委員会を。名簿を拝見しますと、日本を代表するような最もいいスタッフがそろっている。各委員の方々を活用しないのはもったいないと思うので、今、私も別の関係でやっておりますが、事務局の方から多分、現場のいろんな相談とか、あるいは消費者からいろいろなこととかを吸い上げて、どうしても難しい、まだ解決の方法が見出せないような問題がたくさんあると思いますが、そういうのは、こういう委員の先生方々でご検討いただくということで、いろんな方法があるでしょうが、そういったことで、まずは委員会を具体的に開いていきたい。

そのほか何かございますでしょうか。何点か、「自立したかしこい消費者」という表現とか、あるいは「消費者基本計画」という名称、そういったことが事務局から審議していただきたいと。どうでしょうか。「自立したかしこい消費者」は、このままでいいでしょうか。平仮名のままでいいか、あるいは漢字にした方がいいか、あるいは「かしこい」なんていうのは要らない、検討委員会の方では意見が分かれたそうでございますが。どうですか、和田委員。

【和田委員】 考えがまとまっているわけではありません。昔、千葉県は「豊かな消費者」という冊子を出していらっやったのです。そのころに私が豊かな消費者はないだろう、賢い消費者だろうと。もっと賢い消費者を育てていくというか、それを県の目標にしてほしいなど、そのころには思っておりました。ただ、今、検討委員会の方でも賢い消費者になれと言われるのは、押しつけられる感じがするというのがあったとすると、何かいい言葉はないかなと思うのですが、今のところ、私には見つかりません。

もう一つ、名称の消費者でなくて消費生活というところとの関連をさせていただきますが、私は今回、これを全部詳しく読んだわけではありませんが、大きなところで、国の消費者庁の動きもあるということ踏まえていらっやるので、私たちが前の条例の検討委員会の方に、もっともって県庁内のいろいろな消費生活に関する担当のところと連携をとってほしいということを強く意識をしていたのですが、それを全部、今回は認めてくださったなということで、基本的にいいものができたと評価して、今日、うれしくなりました。消費者でなくて消費生活の方がもっと幅が広いのかなと思いました。

【議長】 どうもありがとうございました。どうですか、この点。「かしこい消費者」、「消費者生活」、言葉の問題ですが、言葉というのは非常に大事ですし、特にこの基本計画の名称、一体何がいいのか、アピールする力として。勝手に指名させていただきます。山田委員、どうぞ。

【山田委員】 私は「かしこい」というのがどうも余り、どうかなということでご意見を

申し上げたのですが、言葉としてどういう表現がいいのかなと思うのですが、消費者が賢く、確かにいろいろなことも学んだりしていくことは大切ですが、だれもが賢くなければいけないのかなと。それよりも、普通の消費者行動をとるときに、当たり前前にできるような環境整備がとても大事だとことの方が大きいように思っております。消費者というのは子どもからいろいろな方々が消費者であるわけで、その人たちがみんな賢くなりなさいみたいにやるのは変かなという印象を持っているということで意見を出したのですが、では、どういう言葉がいいかなというと、幾つか意見の中にも出されているのですが、どうなのでしょうと。

ご指名いただいたので、ほかにも。この基本計画をつくりましょうということで、千葉県で初めての基本計画をつくったわけですが、6月ミニタウンミーティング、秋のタウンミーティング、パブリックコメントに対するタウンミーティングということで、これほど大きな県民参加のもとでつくられたというのは初めてのことで、良かったなと思いますし、また、これに関わっていただきました策定委員の皆さんや、県民生活課の皆さんのご尽力により大きな枠組みをつくっていただいたことを大変うれしく思って、私自身もこの計画づくりに参加させていただいたことをとてもうれしく思っております。細かい部分に関しては今後の部分でぜひやっていただきたいのですが、和田委員が言われましたように、仕組みづくりの参加の執行体制と相談体制と推進体制が明確に今回、出されておりますので、そのことにつきましては、大変うれしく思っております。

【議長】 どうもありがとうございました。どうですか、何か。なかなか悩ましいところ。

「消費者基本計画」の「消費者」に関しては「消費生活」の方がいいのではないかというご意見も。何か、どうぞ石田委員。

【石田委員】 先ほど突然意見を言って、皆様にお礼を言うのを忘れていたのですが、タウンミーティングからパブリックコメントから、その後の検討委員の皆さんのご努力には感謝いたします。ありがとうございます。

今、「消費者」より「消費生活」の方がいいのではないかというご意見だと思いますが、私もそういうふうには思っております。

もう一つ、第4点目の中に消費生活とか消費者が積極的に参加していくにはどうしたらいいのか。悪質商法などは第三者的にとらえている方がいらっしゃったということで、検討委員の方からご意見いろいろ聞いたりとか、タウンミーティングに参加された方のご意見なども聞いたときに、消費生活センターの仕事とか、一体どうということが起こっているのかというのを皆さんがご存じないということが結構あったというお話を伺っております。

そうしたところ、45ページ一番下のところですが、「相談支援機関等の連携・協働体制の整備・拡充」というところがありまして、これは58ページの「地域における安全・安心ネットワークの構築と強化」のところから離れるのかなとは思

のですが、ここにもいろんなところから相談が寄せられて、保健所とか県機関を始めとか、かなりいろいろなところからの連携が必要だということになっておりますので、こういうところにも消費生活センターの担当者、現場の人を入れていくと、結構、皆さんにそういう相談の内容とか現場の声とか、逆にそういうところから上がってきた意見が消費生活に関係している苦情につながっていく可能性もある。そうではないだろうと皆様が思われても、実際、相談を行っていくと、そういう内容につながるということも結構ありますので、そういうところにも入れ込んでいただけたらと思います。

【議長】 笹川委員。

【笹川委員】 私も「消費者」という言葉と「消費生活」というと、イメージ的に「消費者」というと、当然、個々人の自立というか、個々人しかいけないというのはわかるのですが、もう少し「消費生活」の広い意味で集まりとか、触れ合いとか、助け合いとか、昔の隣組とか、見守りのようなイメージがありますので、お互いに助け合っていきましょうと、そうすると苦情というのは多分減ると思うのですが、という意味で、私は「消費者」という概念のもう少し大きい意味での「消費生活」とした方がいいのではないかというのが1つ。

あと2点ですが、最終目標、上位目標つくられていますが、これは5年間というのは結構タームが長いですね。通常、私も民間ですと、中期で見直しとかありますので、当初目標みたいなものは結構ですが、それを修正というか、例えばCO2削減でも、当初目標を立てても5年は非常に難しい。また、さらに修正とか加えなければいけない。そういう対外的・内部的でのいろんな変化要因がありますから、これはぜひ、目標達成というのは修正目標とか、一度ぐらいいは中間でもう一度アンケートをとられるなどして、目標の修正みたいなものをされればいいのかと思います。

最後に、田島委員も言われましたが、私も苦情処理部会のメンバーに入っているのですが、1つはどういう位置づけで、こういう体系図のようになるのかと。皆さん、大変お忙しいと思いますので、年に数回ぐらいの実務レベルしか多分できない。そうしますと、そこで何を議論するのかと。先ほど会長が言われたような、私もそういう考えと思います。そうすると、その下にある実際の事務方の方、苦情というのは、ご存じのとおり、日々、個々によって違うし、スピードが大事でございますので、その問題解決をする窓口を整備するのか、情報をどういうふうな形でスピーディーに体系立てて整備していく、そしてまたそれを分類していくのかという仕組みが大事だと思いますので、そういうふうな中長期的な検討であるとか、そういう共通でやるような、先ほどのような悪質事業者とか、全体像を捉えたものをその部会にかけるといいと思いますので、一度整理して、現状と窓口の方々、相談員の方々、実際の実務はどうなのかということで、そういうのをやっていた

ければと思います。

最後に、県の担当窓口と部ごとに振られているのですが、そこもある程度、多分、県民生活課が総合窓口だと思うのですが、この場合にはどこに訊いたらいいとかというのが、これはこれで結構だと思いますが、広く県民に知らせる場合には、もう少しわかりやすい形で、入りやすい形での、こういう場合にはここに相談してくださいとかというようなお知らせをしていただければ、非常にありがたい。以上です。

【議長】 貴重なご意見をいただきました。そのほかに何かございますか。名称については「消費生活」の方がいいのではないかというご意見であります。どうでしょうかね、ほかの方は、「消費者」の方がどうしてもいいのか。

私も改めてそういうふうと考えてみると、今まで何となく「消費者基本計画」という名称を使ってきたのですが、一体、「消費者基本計画」とは何でしょうということで、条例も「千葉県消費生活の安定と向上に関する条例」というふうになりましたので、我々の方でも従来は消費者問題とか言っているのだけれども、考えてみれば、その内容は消費生活ということなのかなと。消費者の自立とか、保護のためということで消費者なのでしょうけれども、消費者ということの理解から必ずしもついていないので、ちょっと考えさせられたと、そういった意味で「消費生活」にした方がいいのではないかというご意見がありました。

そのほか何か、そちらの方がいいとか、あるいはどうしても「消費者」だとかというのがございましたら。ここでは「消費生活」というご意見が幾つかあったということで、最終的には、また文章にして先生方にお届けしたいと。事務の方でご検討いただきたい。

「かしこい」というのはどうですかね。これについては意見が。

【山田委員】 参考資料の6ページにパブコメの意見等出ていると思うのですが、どちらがいいかということでこういうふうにしていただけたと思うのですが、「自立したかしこい消費者」というよりも、まず、例えば、「自立し、考えて、行動する消費者」、行動というのは強いかなと思いますが、何かを交わすとか契約するときには、ちょっと待てよ、みたいに考えるというか、そういう言葉の方が柔らかいのかなという気があるので、提案として、自立し行動するとなっていますが、「自立し、考え、行動する消費者」という名前でもいいのかなと。平仮名の方がいいかなと思います。もし、「自立したかしこい」と使うならば、平仮名の方がいい。提案として、「自立し、考え、行動する消費者」というのも一つあるのかなと思いました。

【議長】 陶山委員。

【陶山委員】 私も今の案、非常にいいなと思ひまして、「賢い」といいますと、反対概念はなんだろうというと、非常にばかにした表現になるわけです。ですから、賢くなるだろうという計画に対して、今はどうなんだと。賢くないというところから入ってってしまうということだと、表現的には県民を非常にばかにしているのかなと。私

としては非常に違和感がありました。

自立するということは非常にいいと思うのです。ただ、自立を強調し過ぎては県民を守ることはできないとありますが、「自立して、考えて、行動する」というと非常に積極的な意味があって、「自立する消費者」だけでもいいのかなと思っていたのですが、「考えて、行動する」というと非常にきれいな表現になるかなと思って、私は今の山田委員の意見に賛成でございます。

【議長】 なかなか難しいですね。この「消費者基本計画（仮称）」とついているA3のところの基本理念にかかわるところですが、まずは最初に理念として連携・協働して、消費者の権利を尊重し、そのところに「自立したかしこい消費者」として云々。

私も率直に申し上げて、最初のときには「かしこい」というのに違和感を感じたのですが、その文脈で読むと、「自立したかしこい消費者」として行動できるように自立支援をすると。そして、最終的に安全で安心な消費生活の確保と向上に向けた取り組みを推進する。この流れでずうっと読めば、「自立したかしこい消費者」、この流れで読めばいいのですが、ただ、「自立したかしこい消費者」という言葉だけが一人歩きすると違和感がある。そういうあれですよ。ですから、先ほど2人の委員からご意見がありましたように、自立して考えるとか何とかという、そういった表現も含めて、仮に「自立したかしこい消費者」というのを残すにしても、今言ったような流れの中での「かしこい消費者」なんだよということが誤解を受けないように工夫をしていただければ。もちろん、このままでもいいですが。そういうふうな問題。ですから、実際にこの基本計画案のところ、そういったことが出てくる箇所のところについて、そのあたりが十分通じるように、権利の尊重、自立という言葉も従来言われてきましたが、千葉県ではもう一歩先んじて、そういったかしこい消費者のために行動できるような自立支援を行政としてしますよと、そういうふうになるわけですね。単に権利尊重とか自立とかということだけでなく、もう一歩踏み込んだ言葉でわかるように。議長としては余計なことを申しましたが、意見というか考え。

そのほか何かございますでしょうか。もし、「かしこい」というのは要らないとかということ、あるいは、ほかに何かどうしてもということがあれば、遠慮なく言っていただければ。

【楠本委員】 「かしこい」のところではないのですが、先ほど県民の方からいろいろご意見をお伺いになったということで、その中で実効性の確保ということで、庁内体制づくりということが非常に大事だというご意見がたくさんあったということをお伺ったのです。そこで考えたのですが、この基本計画の体系の中に、本文にはたくさんあると思うのですが、この中に何とか県民の大切な意見をぜひ入れていただく方法はないかなということをお考えしているのですが、例えば、一つの案ですが、この分厚い方の8ページに「基本理念」というのがありますが、ここの丸の4番の安全・

安心が目標だと思うのです。丸の1番は方法論として、協働ということを行っているのだと思うのです。消費者の権利とか自立してかしこいというのは、具体的に消費者の問題を言っていると思うのです。この中に協働という言葉が入っているので、行政としては、実効性のシステムづくり、では、事業者はということで、事業者取引の実効性の確保とか、自主的な取り組みの推進とか、こういうふうな形で消費者、事業者、行政と、こういう3つのものをここに入れると、何となく整合性が出てくるかなという感じがするのです。どういう入れ方でもいいのですが、庁内体制づくりということをもう少し、基本的な骨格の中に入れていただけるとありがたいなという気がします。

それが1点と、もう一つは、仮称の体系のところですが、これを背景にしますと、総合的に取り組むべき課題で「食の安全・安心の確保」ということ、これは当然、その次の紫の「商品・サービスや契約・取引の安全・安心の確保」の中に入ると思うのです。この中で非常に重要だからということで上に持っていたらと、こういうことで納得はしていますが、ただし、そうしますと、例えば、紫のところの右のところ、「事業者に対する指導の充実強化と、適正な事業活動を推進するための支援」とか、「表示・包装・計量等の適正化」が「食の安全」の方にはかかってこないのかという疑問等を感じるわけです。ですから、こういうふうに持ってくる時には、全部かかるのよというようなことを、もう一度チェックしていただくとわかりやすく、整合性が出てくるかなと、そういう感じがします。

「商品・サービスや契約・取引の安全・安心の確保」は、最初に抽象的なことを言って、その後、医療・福祉サービス、住まい、危険な製品、ずっとこういつてきて多重債務、成年後見にしているのですが、この中に一つ、サービスについてのことも欠けていると思うのです。サービスで一番大きな問題になっているのは、今、金融問題が貯蓄から投資へということで、国の非常に大きな柱になっていると思うのです。ですから、ここの危険な製品についての情報提供の下に、同じような位置づけでサービスについての情報提供として、その中の一環として生活設計であるとか、金融商品のリスクの情報提供の問題であるとか、そうしたものをここにに入れて、その後、多重債務問題の対策につなげていくといいかなと。その辺のところを入れていただくとありがたいかなという感じを、今思っただけなのですが、一応、検討していただきたいと思います。

【議長】 実に貴重な意見です。私も賛成です。

申しわけないのですが、先ほど私が言ったところの8ページの枠で『自立したかしこい消費者』とは」というのが困ってありますが、それだけ独立してしまうと、そして括弧書きで自立した消費者というのが一人歩きしてしまうとちょっと違和感があるなということで、先ほどのご趣旨としても、もちろん上の本文のところを書いてのように自立して、みずから考えて、かしこく行動するようというな、その上の

ことが言いたいわけですので、それがわかるような表現に。だから、むしろ、括弧でくくるというか、本来なら自立したかきこい消費者として考え、行動すると、それが多分趣旨で、そのあたりの検討をいただきたい。

先ほど楠本委員からの危険な製品等というところの危険な製品と言ってしまうと、「等」の中に入るのでしょうが、金融商品などが表に出てこないで、そういうものがわかるようにということで危険な製品、あるいは金融商品とか、そのあたりを工夫いただいて。

そのほかに何かございますでしょうか、どうぞ、和田委員。

【和田委員】 先ほど課長から4番目に、みずからの問題として考えてもらうには、そういう仕組みづくりをどうしたらいいかというお話がありましたが、私、今回、このタウンミーティングとミニタウンミーティングをこれだけやっていただいたということは、まさに一つの答えといたしますか、本当に消費者問題は何かのという消費者が、これだけの回数の中で、私たちの問題なのよねと、これが大切なよねと、多分、参加した方は気が付かれたのではないかと思うのです。先ほど5年は長いというお話がありましたが、毎年タウンミーティングをやれというのは大変かもしれませんが、3年目でまたタウンミーティングをやって、皆さんから意見をいただくとか、そういう仕組みづくりを、是非してほしいなと思いました。消費者団体とか、そういうところに参加している人たちだけでない消費者の方たちのご意見をいただく機会としてはタウンミーティングが有効なのではないかと思っております。

【議長】 どうもありがとうございます。そのほか何かございますでしょうか。田島委員。

【田島委員】 私も、この基本計画はすごくよくできていて、第4章の事業計画なども非常にわかりやすく、関係各課とどういう消費生活の向上なり安全を図るための事業を考えていくのかというのが表示されていて、すごくいいなと思いました。

私としてもこういう推進計画を応援したいと思うのですが、平成21年度の目玉といたしますか、それはどこら辺にあって、予算的にはどうなのか、私も詳しくわかりませんが、こういう点では県の中でも重点的に予算措置を考えているというところがあれば、私たちとしてもいろいろ協力したり、応援できるのかなと思ひまして、もし、その点で聞けたらと思ひました。

【議長】 どうでしょうか、事務局。

【事務局】 先ほど消費者行政活性化基金につきましてご説明はさせていただいたかと思うのですが、実は補正対応になっておりまして、現在、市町村のプログラムと私も県が市町村のものを踏まえた県としての計画を策定することになっております。その中で3か年の計画と21年度の事業計画を策定するというので、今、作業を進めておるところでございまして、できるだけ早いタイミングでその基金をどのように活用していくのかというところを検討し、この件につきましては審議会の皆様方のご意見などもいただきたいと考えておりますので、そのあたりで目玉をご提示

できるのではないかと、ということでもよろしいでしょうか。ご了解いただければと思います。

【議長】 先ほどもご説明があったようなものを意識調査というか、21年度、先ほど安心して相談できるところがあると思う県民の割合とか、そういうのも実績がですから、早速、今日つけたぞということで、そういったところで。

【事務局】 先ほどの基金の使い道というところで申し上げますと、冒頭にご説明させていただきましたが、全体の底上げを図っていききたいという中で、相談員の養成ということも今回、大変重要なポイントかなと思っております、市町村と連携しながらできるだけ活用を図ってまいりたいということで考えております。

【議長】 どうぞ。

【石田委員】 今のお話、44ページの3に載っていると思うのですが、国のプログラムに基づく相談員養成事業のほかに県独自のとなっているのですが、これは県で消費相談員を養成していく事業をあわせてやろうということでしょうか。

【事務局】 おっしゃるとおりです。県としても実施をしていきたいというふうに思っております。

【議長】 時間が迫ってまいりましたが、勝手に指名させていただきます。まだご発言をいただけていない委員、もし何か感想でもいいので、ありましたら、一言ずつ言っていただければと思います。伊藤委員、順番に一言ずつ。

【伊藤委員】 こういう基本計画を実施するための一つとして、県民の積極的な参加は大変大切だと思っておりますが、協働促進事業の推進という話も先ほどからされていますが、これは例えば、NPOなど、そういうのを絡めて自主的にやるための補助金等を出すということを考えているのですか。

【議長】 いかがでしょうか、事務局。

【事務局】 補助金という形でのものではなく、私どもが場のコーディネートというのでしょうか、そういう形でやっていただければと思っております。

【伊藤委員】 県が主体という感じ。

【事務局】 最初の仕掛けというか、取り組みのきっかけづくりということでは、私どもが最初にやらせていただき、基本的には皆様方が自主的におやりいただけるような、そういった方向づけをできればと考えております。

【議長】 お隣の金野委員。

【金野委員】 私、余りあれですが、いろんなのがいろいろできておりますので、今さら私がいよいよ言うほどのものはないのですが、皆さんのお話を聞きますと、確かにかこしいということ、裏を返せばという言葉もありましたが、その辺をちょっと変えるぐらいなもので、その辺で。

【議長】 どうもありがとうございます。また、ご意見がありましたら、既にご発言いただいた委員の方も伺いたしたいと思います。三浦委員、いかがでしょうか。

【三浦委員】 私も昨日いただいて全部読んできてないのですが、非常に短時間によくまとめられているなと思いました。そして、各タウンミーティング等の県民の熱い思いが伝わってきております。

その中で、先ほどからもお話ありましたように、これを実際に実効していく組織、特に庁内体制をきちっと確保していくのが大事だろうと思うのです。実際、人も金もしっかりと、体制がこれを実行するだけのものができるのかどうかというのが大事なことだろうと思うのです。消費者庁は国の方も今年度中にできるような話もありますので、担当課が非常に多いですから、縦割りの弊害も心配していますので、そういう意味では、県民生活課が中心になるのでしょうか、その辺のリーダーシップが大事なのかと思います。

それと、細かい話ですが、消費生活センターとか消費者センターとか言葉がいろいろあって分からなくなってしまうのですが、統一した方がいいのかなという気もいたしました。以上でございます。

【議長】 どうもありがとうございます。市原委員、何かございましたら。

【市原委員】 冒頭にもごあいさつの中で話をさせていただきましたが、5億円をいかに有効に活用するのかということが非常に大切だと考えております。県内56市町村のうち、しっかりした相談体制があるのは17ということでございますので、そういう中で非常に複雑、高度化する消費者問題、いわゆる消費生活問題に対して、いかに実効ある体制かということは、市町村と県が連携をいかにとれるのかということにかかっているのかと思っております。そういうことで、この5億円をいかに活用してということ、委員として、また担当部長としてもその辺、しっかりという思いでございます。

今、三浦委員のお話にもございました体制の問題ですが、関連課が多いわけでございます。そういう中で、消費者の立場に立てば、系統が何系統も多くあるのは好ましくございませんので、なるべく連携組織の中で単純化、明確化といえますか、最近の言葉で言えばワンストップとか、そういうことも考えていかなければならぬのかなと思ったところでございます。私からは以上でございます。

【議長】 どうもありがとうございます。あと2人、飯田委員、いかがでしょうか。

【飯田委員】 今、私、5億円というお金を聞いたときに、相談員の養成ということがありましたので、それはよかったなと思いました。実は、自分の父親がそういう、昭和のときに千葉から来る方でしたので、船橋の消費者センターのときにお電話して、2時間という余裕があったものですから、そこで合議をすることができたのです。私は田舎なもので、田舎がターゲットだというお話を伺ったときに、そういう相談員が近くにいるということがとても大事ななということと、最近、投資信託のことで1日に5回くらい電話がありまして、その方がまた2～3日してからうちへ訪問して、また、1週間くらいしてからまたその方が訪問してきたのです。私もうちを

あけることが多いものですから、何回もそういうふうにしてうちを訪問してこられると、何となく怖い気がいたしまして、そういったときには、電話は10回以上きているのです。主人が出てお断りしても、私がお断りしても、まだそれでも電話されてきて、電話番号がディスプレイで明示されるので、同じことだなと思いつついるのですが、そういったことをどこに言ったらいいのかな、余りにもしつこいものですから。そういったものに危険を感じるかなと。

主人と私もある程度はそういった経験があるからできるのですが、そういったものを強く押されてこられたときに、皆さんはどうなのだろうかといったときに、ここから辺が今はとても心配しておりますので、相談員の養成というのがあれば、とても助かるのではないかと考えております。

【議長】 どうもありがとうございました。滝沢委員、いかがでしょうか。

【滝沢委員】 遅刻して失礼しました。「かしこい」というのが話題になっているようですが、個人的には私も「かしこい」というのは要らないとは思っています。言うまでもない、消費者問題というのは賢いかどうかという問題ではなくて、ここに書いてありますが、社会構造に由来する問題ですから、個人の努力の問題ではないと思うのですが、他方、余りにも批判が強いので、消費者問題に対する社会の風向きというのがあって、だんだん変わってきているように思うのです。そういうときに、ここでこのかしこいという言葉をとってしまったというのが、政治的にどういう影響があるのかなと。そういう政治的な配慮も必要なのかなと思うと、このぐらいはしようがないのではないかなという感じがしております。政治的な配慮も大事なのです。

それからすると、この基本計画も非常によくできていると思って関心しておったのですが、これはいろんな方が既に指摘されているように、実効性をいかに確保するかという点で、もちろん何人ぐらいの体制で取り組むかということは全然触れられてない、細かいところを見れば書いてあるのかもしれませんが、もうちょっと具体的に書いてあればいい。もちろん外部の人間が勝手なことを言っているのは承知の上ですが、理想論でいいから、何人ぐらいの体制で千葉県としては取り組むんだということをもうちょっと具体化できれば、もっといいのではないかなという印象を持って読んでおりました。以上です。

【議長】 非常に貴重なご意見、どうもありがとうございました。時間がほぼきましたが、特に何か発言したいというのがありましたら、よろしいでしょうか。

それでは、今日、予定をしていた審議を終えたいと思います。

ただ、1点だけ申し上げておきますと、まだ言い足りないとか、後で思い出したということがございますので、他にご意見がございましたら、先ほど事務局からご案内がありましたように、3月25日水曜日までに事務局にお寄せいただきたい。ファクスでもいいですか。

【事務局】 手法は何でも結構です。

【議長】 メールでも電話でも。ということでお寄せいただいて、それに基づいて答申案をまとめて、文書にて各委員にご確認をいただくことにしたいと思います。非常に厳しいスケジュールですが、ご協力をお願いします。

それでは、本日予定していた議事がすべて終了しました。年度末、忙しいところどうもありがとうございました。

【司会】 どうもありがとうございました。

5 閉 会

【司会】 以上をもちまして、本日の千葉県消費者行政審議会を閉会とさせていただきます。皆様には、長時間にわたり、活発なご意見、提言等をいただきまして、ありがとうございました。

- 以 上 -